

○経済産業省令第二十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十八条第一項及び第六十条の規定に基づき、電気関係報告規則及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日

経済産業大臣 茂木 敏充

電気関係報告規則及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令

（電気関係報告規則の一部改正）

第一条 電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第十五号の二中「第十七号の二」を「第十七号の二の三」に、同表第十七号中「、第四号若しくは第六号」を「若しくは第四号」に改め、同表第十七号の二を同表第十七号の二の三とし、同表第十七号の次に次の二号を加える。

十七の二 騒音規制法第三条第一項の規定

廃止の後遅滞

当該廃止に係

当該電気工作物の設置の場所

<p>により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物の全てを廃止した場合</p>	<p>なく</p>	<p>る事項</p>	<p>を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>十七の二の二 振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物の全てを廃止した場合</p>	<p>廃止の後遅滞なく</p>	<p>当該廃止に係る事項</p>	<p>当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>

(電気事業法施行規則の一部改正)

第二条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四第七号中「」の設置」の下に「（特定施設の種類の数に当該特定施設の種類の種類について直近に届け出た数の二倍以内の数に増加する場合を除く。）」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。